

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料8-6
提出年月日	令和5年3月16日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第34条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	全般	以下について、記載を適正化した。 ・半角文字，全角文字の記載 ・「、」と「，」の記載 ・「を，」を「を」に修正 ・「従って」を「したがって」に修正	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-8	常設代替電源設備からの給電の適合方針は「通信連絡設備」の適合方針として記載することから「緊急時対策所」の適合方針の以下の記載を削除した。 常設の代替電源設備は，常設代替交流電源設備である代替非常用発電機2台で通信連絡設備及び無停電運転保安灯へ給電するために必要な容量を有する設計とする。代替非常用発電機の燃料はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーにより補給するが，必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため，ブルーム通過時において，燃料を補給せずに運転できる設計とする。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-8	No.2の記載削除に伴い、記載適正化のため、以下の内容を削除した。 また，緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-10	以下の記載を削除した。 代替非常用発電機 （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 台数 2 容量 約1,725kVA（1台当たり）	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-2-5	常設代替電源設備からの給電の適合方針は「通信連絡設備」の適合方針として記載することから「緊急時対策所」の適合方針の以下の記載を削除した。 また，緊急時対策所指揮所に設置する通信連絡設備及び無停電運転保安灯に給電する3号炉非常用低圧母線がディーゼル発電機から受電できない場合，3号炉非常用低圧母線は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に切り替える設計とする。 さらに，代替非常用発電機の機能喪失を考慮し，緊急時対策所指揮所内の分電盤は緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用の代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-2-5	No.5の記載削除に伴い，以下のとおり記載を適正化した。（下線部参照） 旧：その他運用に必要な設備に対して，1号又は2号炉常用母線から受電できない場合，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は，緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。 新：3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電できない場合，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は，緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-5	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：緊急時対策所用発電機は、車両（ホイールローダ）による運搬可能な設計とする。 新：緊急時対策所用発電機は、車両（ホイールローダ）により運搬可能な設計と	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-8	表2.2-2 緊急時対策所 電源設備の仕様 代替非常用発電機の記載を削除した。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-8	以下の記載（下線部）を削除した。 旧：3B-ディーゼル発電機（7,000kVA）、代替非常用発電機（ <u>1,725VA（1台当たり）</u> ）及び緊急時対策所用発電機（270kVA（1台当たり））により給電可能な設計としている。 新：3B-ディーゼル発電機（7,000kVA）及び緊急時対策所用発電機（270kVA（1台当たり））により給電可能な設計としている。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-17	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：緊急時対策所指揮所・待機所の2建屋 新：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2建屋	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-17	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：1本あたり 新：1本 <u>当</u> たり	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-20	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：緊急時対策所指揮所・待機所 新：緊急時対策所指揮所 <u>及</u> び緊急時対策所待機所	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-30	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：空気供給装置（フレキシブルホース・配管・弁） 新：空気供給装置（フレキシブルホース、 <u>配管及</u> び弁）	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-36	表2.4-4の「緊急時対策所立ち上げ時」の内容を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧： ・「可搬型空気浄化装置」を接続・起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所に取り込み換気する。 新： ・「可搬型空気浄化装置」を接続後起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所に取り込み換気する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-39	(7) a. の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧： a. 緊急時対策所各班は、換気設備の操作の判断に必要な以下の情報を確認・監視する。 新： a. 緊急時対策所各班は、換気設備の操作の判断に必要な以下の情報を確認及び監視する。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-46	表2. 4-6の考え方欄内の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：直接線・スカイシャイン線 （2箇所） 直接線・スカイシャイン線量 新：直接線及びスカイシャイン線 （2箇所） 直接線及びスカイシャイン線の線量	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-49	a. 及び(4) の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：直接線・スカイシャイン線 （3箇所） 新：直接線及びスカイシャイン線 （3箇所）	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-2-50	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧： (3) 加圧準備 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスのうち、a. からe. の5つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合も想定されるシーケンスであるため、ブルーム放出開始までの間、原子炉格納容器は破損しないものとしている1.1 審査ガイドに基づく対応のうちa. 加圧準備の考え方が成立しない。 このため、加圧準備の判断基準については、判断レベル I に加え、プラント状況に応じた判断も追加する。 なお、f. からh. の6つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の機能に期待できるシーケンスであるため、1.1 審査ガイドに基づく対応のa. 加圧準備は適用できる。 新： (3) 加圧準備 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスのうち、a. からf. の6つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合も想定されるシーケンスであるため、ブルーム放出開始までの間、原子炉格納容器は破損しないものとしている1.1 審査ガイドに基づく対応のうちa. 加圧準備の考え方が成立しない。 このため、加圧準備の判断基準については、判断レベル I に加え、プラント状況に応じた判断も追加する。 なお、g. からi. の6つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の機能に期待できるシーケンスであるため、1.1 審査ガイドに基づく対応のa. 加圧準備は適用できる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-2-51	a. 及びb. (b)の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：直接線・スカイシャイン線 連絡・情報 新：直接線及びスカイシャイン線 連絡又は情報	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-2-52	b. 及びc. の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：連絡・情報 （2箇所） 新：連絡又は情報 （2箇所）	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-2-52	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧： a. 発電所構内の放射線レベル上昇による判断 プルーム放出前（炉心損傷後，原子炉格納容器破損前）の段階において，直接線・スカイシャインにより発電所構内の放射線レベルが上昇し，次のモニタリング設備の指示値が0.01mGy/h となった場合 新： a. 発電所構内の放射線レベル上昇による判断 プルーム放出前（炉心損傷後，原子炉格納容器破損前）の段階において，直接線及びスカイシャイン線により発電所構内の放射線レベルが上昇し，次のモニタリング設備の指示値が0.01mGy/h となった場合	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-2-65	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：可搬・常設 新：可搬、常設	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-2-83	「図2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要」について，記載を以下のとおり適正化した。 ・中央制御室から発電所外への連絡の流れを追記 ・発電所外（社外）欄の記載修正 ・現場（屋外）欄に「運転指令設備」を追記 ・全体的なレイアウトの見直し	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-3-8	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：1・2号炉運転員 新：1号及び2号炉運転員	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7.0）	34条-別添1-3-24	「図3.2-10 緊急時対策所における換気設備の運用全体像」を記載の整合を図るため「図2.4-12 緊急時対策所換気空調設備等のイメージ図」と同様の図に差替えた。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-3-30	記載を以下のとおり適正化した。 旧： <u>リットル</u> 新：リットル	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-3-31	「図3. 4-1 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所」の記載を以下のとおり適正化した。 ・資料及び有毒ガス対策防護具の記載を追加	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-4-11	・「表4-4 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計」の無線通信装置欄の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：・無線通信装置から3号炉原子炉補助建屋の無線アンテナまでの… 新：・無線通信装置から3号炉原子炉建屋の無線アンテナまでの…	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-4-11	・「表4-4 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計」の建屋間伝送ルート無線系欄の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：・無線用アンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋と緊急時対策所に設置し… 新：・無線アンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋と緊急時対策所指揮所に設置し…	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-4	図5. 1-2の①と②の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧： ①移動・設置 ②確認・補修 新： ①移動及び設置 ②確認及び補修	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-6	表5. 1-2の※1の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：仕様 1, 800mm×30m/巻 (透明 <u>・</u> ピンク <u>・</u> 黄) 新：仕様 1, 800mm×30m/巻 (透明 <u>、</u> ピンク <u>、</u> 黄)	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-9	図5. 1-5の前段の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：・・・放管班員は定期的な教育・訓練を行い・・・ 新：・・・放管班員は定期的な教育及び訓練を行い・・・	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-9	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：または 新： <u>又</u> は	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-19	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 新：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-23	(11)の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧： また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、・・・ 新： また、夜間又は休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、・・・	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-25	(2)放射線管理用資機材品名と配備数の表番号の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：表5.1-2 防護具の配備数 新：表5.2-2 防護具の配備数 また、表内の空欄2箇所「-」を追記した。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-26	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：3号機 新：3号炉	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-60	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：※2：複数号炉において原子力災害が同時に発生した場合には、本部長が委員の中から号炉毎に責任者を指名する。各責任者は、各号炉の指揮をとる。 新：※：複数号炉において原子力災害が同時に発生した場合には、本部長が委員の中から号炉ごとに責任者を指名する。各責任者は、各号炉の指揮をとる。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-60	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 表 5.9-1 各職位のミッション 旧：・屋外アクセスルートのガレキ撤去 新：・屋外アクセスルートのがれき撤去	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0）	34条-別添1-5-63	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：1号炉及び2号炉 新：1号及び2号炉	